世田谷区告示第７６６号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和８年１１月６日から１５日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和８年１１月６日

世田谷区長　保　坂　展　人

１　認定番号

（１）　２８－１

（２）　２８－１

２　変更の区間

（１）　世田谷区大原一丁目１１３５番３９の内

（２）　世田谷区大原一丁目１１３５番３９の内

３　変更の区域

（１）　延　長　　１４．３０メートル

幅　員　　０．６２メートルから０．６４メートルまで

面　積　　９．１０平方メートル

（２）　延　長　　５．１４メートル

幅　員　　０．４３メートルから０．４８メートルまで

面　積　　２．３５平方メートル

４　供用開始の期日

令和８年１１月６日

案　内　図

━━━	特別区道路線の区域編入部分（供用開始）

街区	大原一丁目４９番

